

## 滋賀県における常備消防の広域化に関する提言書について

### 1 経過

平成 18 年 6 月に消防組織法が改正され、これを受けて国が定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において、遅くとも平成 19 年度までに都道府県が消防広域化の推進計画を定めるとともに、計画策定後 5 年程度で対象市町は広域化の実現化を目指すこととなった。

県では昨年 7 月より滋賀県常備消防広域化検討委員会（委員長：新川達郎同志社大学大学院教授）を設置し、県内の常備消防が抱える課題点を調査検討し広域化に関する考え方をまとめて頂くこととしていた。

### 2 検討委員会の開催状況

- 7 月 31 日 第 1 回滋賀県常備消防広域化検討委員会  
議題：本県における常備消防の広域化について
- 10 月 10 日 第 2 回滋賀県常備消防広域化検討委員会  
議題：本県における常備消防の課題と広域化のパターンについて
- 11 月 20 日 第 3 回滋賀県常備消防広域化検討委員会  
議題：愛知郡広域行政組合消防本部の組合せ案について

### 3 提言内容

平成 24 年度までに実現すべき計画としては、愛知郡広域行政組合消防本部と、東近江行政組合消防本部とを広域化の対象とすることが適当である。

なお、将来の本県常備消防のあるべき姿としては、全県を 1 消防体制に一元化し、現場部門である消防署所等の体制は現状を維持しつつ総務機能や指令業務部門において広域化のメリットの最大化が図れる「全県 1 消防本部案」が最も望ましいものと考えられる。これについては平成 28 年度の消防救急無線のデジタル化の期限までには実現できるよう、その組織運営形態等について今後関係者が鋭意検討を進めていく必要がある。

（提言書の概要は裏面のとおり）

### 4 今後の予定

今回の提言を受けて市町の意見を聞いたうえで年度内に「滋賀県常備消防広域化推進計画」を策定する。

### 5 検討委員会の委員構成

提言書 P12 参照